

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(9月26日午前6時まで)

■1 施設・店舗の利用

2021年11月22日から、多くの施設・店舗の利用の際、年齢や業種別に応じて定められた証明書(「免疫者のみ」タイプか「免疫者と非免疫者の混合」タイプ)の提示が必要となっていました。2022年5月1日より、同措置は解除とされました。

※ただし、同措置解除は今後見直される可能性もあり、一部の限られた例外(非免疫者である官民の従業員、緊急救命除く医療機関での付添人、プロスポーツ選手等)では、引き続き証明書の提示が求められる場合があります(下記3をご参照)。

■2 主な施設・店舗別の措置内容

業種	措置内容
公共交通機関・タクシー・自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道、市内バス、トラム、タクシー、フェリー(デッキを除く)、地下鉄など ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクグループの労働者は、可能なかぎり訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務 ・訪問は、人の密集や待ち時間を無くすために、可能な限り予約制 ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治療者でない従業員は、週1回の72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの義務を負う
民間企業(銀行等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクグループの労働者は、可能なかぎり訪問客等部外者との接触がない職場において出頭による業務 ・ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治療者でない従業員は、週1回の72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの義務を負う
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒(幼稚園・小中高校・塾等) ・生徒等のマスク着用は任意とし、手の消毒、室内の換気等対策を講じる ・学校外で感染、または症状がある場合は自宅待機とする ・学校内で感染、または症状がある生徒はギリシャ保健機関の指示に従い、換気の良い場所でマスクを着用させ隔離する ・感染した生徒は、陽性診断後、待機期間を5日間とする。また、無症状で、解熱剤の服用なく24時間熱がない場合に限り、5日間で待機期間を終了とするが、その後も少なくとも5日間は、二重マスク、または高規格マスク(N95、KN95、またはFFP2)の着用を義務付ける。 ※ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治療者でない教職員は、週1回、火曜日までの48時間以内にPCR検査かラピッドテストの義務を負う ●大学生 ・医学・医療系大学の学生は、ワクチン未接種者と新型コロナウイルス治療者でない場合、週1回、火曜日までの48時間以内にPCR検査かラピッドテストの義務を負う

遺跡、博物館、美術館、ギャラリー等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
劇場、映画館等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
レストラン、カフェ、ナイトクラブ等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
競技場でのスポーツ観戦	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
スポーツジム	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。 ・薬局では二重マスク(サージカル及び布製)または高規格マスク(FFP2、N95)の着用義務
小売店舗、ショッピングセンター	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
理髪店、美容院、エステ等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。
カンファレンス・見本市	・カンファレンスは、感染対策を講じた上で参加者可。ライブストリーミング付きも推奨される。
パーティー等	・施設によって、感染対策が講じられる場合がある。

【共通事項】

- (1)施設・店舗等は、アルコール濃度70%以上の手指用消毒液を設置しなければならない。
- (2)換気の奨励。冬季期間、暖房の使用によらず、室内の空気を定期的に入れ替えることが推奨される。概ね1時間に少なくとも10分だが、室内の面積及び人数により、より長時間換気が推奨される(10分～60分間)。可能なかぎりドア・窓を開け放しにしておき、トイレの換気は24時間、空調機の換気機能を最大限に活用し、メロ・バス等公共交通機関では、常時開放しの窓を設ける。
- (3)公共機関における無料ラピッドテストは、新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対してのみ実施する。

■3 (ご参考)「免疫者」タイプと「非免疫者」タイプの証明書

※下記は、一部の限られた例外(非免疫者である官民の従業員、緊急救命除く医療機関での付添人、プロスポーツ選手等)では、提示を求められる場合があります。

※4歳未満は証明書の提示義務は免除。

※免疫証明書等に関しては、EU 諸国以外の第三国からの外国人は、書面で可。

証明書タイプ	年齢	証明書の詳細
免疫者タイプ	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等) ・次のいずれかの証明書 (1)ワクチン接種証明書(必要回数の接種完了後、14日間が経過していること)

		<p>※2022年2月7日より当該証明書は、官報によると、成人（18歳以上）で強化接種を受けていない場合、最終接種完了から9か月経過後に無効とみなされる。</p> <p>※接種完了者が感染した場合、当該証明書は、診断後14日間は一時無効とされ、15日目に再び有効とされる。</p> <p>(2)新型コロナウイルス治癒証明書(当初の診断結果から14日以内に発行、180日間有効)</p> <p>※診断方法については、接種未完了者はPCR検査に限り、接種完了者はラピッドテストでも可</p>
	4歳～17歳	<p>・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可</p>
非免疫者タイプ	18歳以上	<p>・身分証明書(IDカード、旅券、運転免許証等)</p> <p>・次のいずれかの証明書</p> <p>(1)72時間以内のPCR検査による陰性証明書</p> <p>(2)48時間以内のラピッドテストによる陰性証明書</p> <p>※緊急救命除く医療機関での付添人、及び教育機関の教員の場合、PCR検査及びラピッドテストは48時間以内</p>
	4歳～17歳	<p>・親権者による24時間以内のセルフテストの陰性申告書でも可</p>